

令和5年度における独立行政法人農畜産業振興機構の中小企業者に関する契約の方針

令和5年7月3日
独立行政法人農畜産業振興機構

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和5年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、令和5年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者（官公需法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が37.6%、金額が352百万円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、2%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札等による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載及びメールマガジン等の広報媒体の活用により、中小企業・小規模事業者に提供するなど、機構から情報発信を行う仕組みを継続する。ホームページに掲載している「今後の入札予定」を引き続き3か月ごとに更新し、予見可能性等を確保することを通じ、中小企業・小規模事業者の競争参加の機会の増大を図る。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

経理部経理課を「官公需相談窓口」とし、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報及び入札に関する参加資格登録等の関連情報を提供する等、必要な窓

口教示を行うものとする。

3 中小企業・小規模事業者が発注し易い発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取組を継続する。

4 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

5 中小石油販売業者に対する配慮

公用車運行管理業務に係る委託契約の調達において、受託者が契約の一環として行う燃料等の購入及び給油については、可能な限り中小石油販売業者を活用するよう発注仕様書の要件に加えるものとする。

6 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

7 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないことに留意するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

機構は、新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むこととする。

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

（1）過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目の設定に際して、過去の実績を求めず、又は過去の実績に係る評価を過大なものとしないよう配慮するものとする。

（2）新規中小企業の契約情報の収集・共有

経理部経理課は各部室及び地方事務所において契約した新規中小企業の契約情報を収集し、各部室及び地方事務所に共有する。

（3）競争参加資格の弾力的運用

調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、幅広い入札参加者の確保が可能なときには、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるよう競争参加資格の弾力的な運用に努めるものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大

中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日法律181号)に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等のうち中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会が増大するよう努めるものとする。

(2) 官公需適格組合制度の周知

経理部経理課は、官公需適格組合制度について、各部室及び地方事務所に対して周知を図る。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、機構の全ての部署及び地方事務所に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

(1) 中小企業者の受注機会の増大のため、推進本部を設置する。

(2) 推進本部の構成員は、経理担当理事を長とし、総務部長、経理部長、経理部考査役、総務課長とする。なお、必要に応じて各部室長及び地方事務所長を追加することとする。推進本部は、実績及び課題の把握等を行うほか、必要に応じて、各部室及び地方事務所に対し改善策の提案を行う。

(3) 推進本部の事務局は経理部経理課に置く。

附則

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。